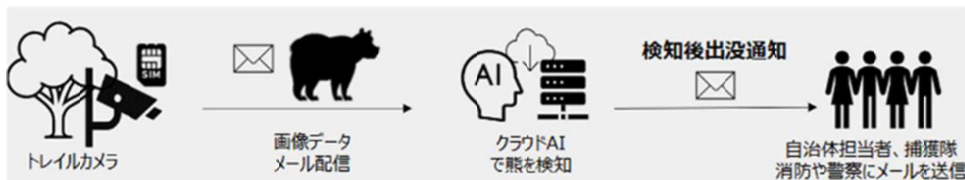


青森市八甲田地区において、春の山菜採りシーズン終盤である6月24日（負傷事案）、6月29日（死亡事案）と続けざまに人身被害が発生したことから、秋のキノコ採りシーズンにおける人身被害再発防止を目的に事業に取り組む。

(1) AIカメラを活用した実証事業

青森市八甲田地区にAIカメラを10台程度設置し、クマを感知した際の即応的な注意喚起に関する実証事業に取り組むもの。併せて、市町村への普及を図るためAIカメラの効果や活用事例などに関する講習会を既存予算で実施。



(2) 人身被害再発防止に向けたパトロール

きのこ採りが本格化する秋期の八甲田地区におけるパトロールを業務委託で実施し、入山マナーをはじめ注意喚起を促すもの。

なお、6月の人身被害発生以降は、環境省、林野庁、県、青森市、十和田市が連携し、パトロールに当たっている。



青森県における秋期ツキノワグマ対策

(3) 階層ごとの注意喚起・普及啓発

幅広い注意喚起・普及啓発を図るため、一般県民、現場採取者や取扱業者、八甲田地区利用者に対するチラシを作成し、関係者等に配布するほか、パトロール等で活用する。

クマ被害にあわないための5か条を記載したチラシは4言語5種類作成し、関係者にデータ配布し、活用していただいている。

<八甲田地区用>

**ツキノワグマ
出沒警報
発表中**

八甲田地区の大半は国有林であり、
広く十和田八幡平国立公園の特別保護地区です。

**山菜・キノコを含む
植物全般の
採取は違法!!**

環境省東北環境局・林野庁東北森林管理局
青森県・青森市・十和田市
令和8年8月

<現場採取者用>

自然の場所に生えてきている
**山菜や野草、
キノコの採取は
要注意!?**

—その行為、違法かもしれません—

- 自然の環境であっても、山奥であっても、
全ての土地には必ず所有者が存在します。
- 無許可での山菜・キノコ採りは、
「森林窃盗」にあたります。
- 法律によって、**山菜・キノコを含む植物
全般が「採取禁止」となっている区域も
あります。**

**ツキノワグマ
出沒警報発表中**

—山にはクマが生息しています—

青森県
令和8年8月

<5か条 英語版>

Watch out for bears!

How to avoid bear encounters

- Check bear-sighting information in advance, and avoid areas where bears have been reported.
- Always travel in groups of two or more; do not enter the mountains alone.
- Carry a bell, whistle, or radio, and make noise as you move to alert bears to your presence.
- Do not leave food scraps or food containers outside. These can attract bears to the area.
- If you see a cub, never approach it (The mother bear is always nearby.)

More information on bear sightings and attacks can be found here:
Nature Conservation Division, Department of Environment and Energy, Aomori Prefectural Government

2

青森県におけるクマ対策取組状況

(1) 出前トーク事業等による普及啓発

出前トーク事業の実施による県民への普及啓発の実施
＜参考＞令和7年度：18件 令和8年度：14件（9月24日時点、予定含む）

(2) 市町村主催の緊急銃猟に係る研修会への参加等

市町村主催のクマ対策会議や緊急銃猟に係る研修会への出席（10市町村程度）

(3) 環境省主催の緊急銃猟に係る現地研修会の開催

9月18日（金）、環境省主催の緊急銃猟に係る現地研修会が開催された。県内市町村や各警察署等から100名を超える出席があった。

(4) 県主催の緊急銃猟等に係る研修会の実施

市町村職員に向けた緊急銃猟に係る座学・机上訓練を目的とした研修会及び麻酔銃猟に係る基礎知識を身に着けるための研修会を開催予定。



青森県鳥獣被害対策専門員の活動状況

本年5月から鳥獣被害対策専門員3名を雇用し、市町村や猟友会と連携し鳥獣被害対策等を実施しているほか、市町村等からの依頼により鳥獣被害対策に係る講習会講師を引き受け、技術の普及啓発を図っている。

(1) 市町村・猟友会と連携した鳥獣被害対策の実施

市町村や猟友会と連携の上、人の生活圏内における出没対応や被害現場周辺調査を実施し、専門員の持っている知見や経験からアドバイス等をするほか、現場での被害対策実施に協力している。

(2) 鳥獣被害対策に係る講習会の実施

市町村等の依頼により、鳥獣被害対策の普及啓発を目的とした講習会の講師を担うほか、くくりわな技術の普及啓発を目的とした現地研修会を実施している。

(3) 県外研修会への参加

専門員自ら、捕獲技術の向上を図り、市町村等へ普及するべく、県外で開催されている研修会等へ積極的に参加している。

